

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第5区分

【発行日】平成20年8月28日(2008.8.28)

【公開番号】特開2008-1187(P2008-1187A)

【公開日】平成20年1月10日(2008.1.10)

【年通号数】公開・登録公報2008-001

【出願番号】特願2006-171409(P2006-171409)

【国際特許分類】

B 6 0 R 21/20 (2006.01)

【F I】

B 6 0 R 21/22

【手続補正書】

【提出日】平成20年7月11日(2008.7.11)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

車両シートに着座した乗員と車室内側壁との間で膨張可能なエアバッグをその内部に設けられたインフレータから噴出されるガスによって膨張させるサイドエアバッグ装置において、

前記エアバッグは、その膨張時に車両上下方向において乗員の腹部と対応する位置に車幅方向の膨張を規制するシームが環状に形成されるとともに、膨張時に車両上下方向において乗員の上肢部と対応する同エアバッグの車両前方側の周縁部が膨張時に前記シーム側に凹む形状を有してなる

ことを特徴とするサイドエアバッグ装置。

【請求項2】

請求項1に記載のサイドエアバッグ装置において、

前記シームは、前記エアバッグの膨張時に車両上下方向に沿って延びる橜円形状に形成されてなる

ことを特徴とするサイドエアバッグ装置。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

上記課題を解決するために、請求項1に記載の発明は、車両シートに着座した乗員と車室内側壁との間で膨張可能なエアバッグをその内部に設けられたインフレータから噴出されるガスによって膨張させるサイドエアバッグ装置において、前記エアバッグは、その膨張時に車両上下方向において乗員の腹部と対応する位置に車幅方向の膨張を規制するシームが環状に形成されるとともに、膨張時に車両上下方向において乗員の上肢部と対応する同エアバッグの車両前方側の周縁部が膨張時に前記シーム側に凹む形状を有してなることを要旨とする。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

また、シームにはインフレータから噴出されるガスによって大きな力が作用する。この点同構成ではシームを環状に形成することで、シームに作用する力が分散されることとなり、シームの損傷を回避することができるようになる。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

請求項2に記載の発明は、請求項1に記載のサイドエアバッグ装置において、前記シームは、前記エアバッグの膨張時に車両上下方向に沿って延びる橢円形状に形成されてなることを要旨とする。